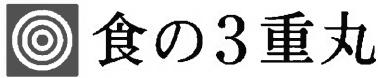


2022年度 製品募集要項

◎ 食の3重丸



2022年度 製品募集について

応募にあたって

3つの審査方針「日本産」「安心」「美味しさ」により審査し、安心で良質な製品であると認定・推奨します。
原材料や製法にこだわり食づくりを行われている、日本全国の製造者の皆様からのご応募をお待ちしております。

応募対象

[応募資格]

食品製造者、食品販売者（P B 製品可）

[対象品目]

17 カテゴリー64 品目です。

P.2 別表①「対象品目及び審査サンプル量について」をご確認ください。

もち、包装米飯、豆腐類、納豆、麺類、煮豆類、調味料、穀粉、ジャム・はちみつ、飲料、食用油、こんにゃく、農作物漬物、和菓子、乾物、農産物加工品、ベビーフード

[対象製品]

食の3重丸は製品に対して認定致します。

2021年6月末時点で製造・販売しており、要項裏表紙の「申請時チェックリスト」とP.6～「審査基準表」(別表②)をご確認いただいた製品

※1回の応募につき、複数製品の応募が可能です。

審査基準

3つの審査方針「日本産」「安心」「美味しさ」において独自の審査基準を設けています。(P.6～別表②)

日本産

- ・主原料は100%日本産であること
- ・副原材料も原則100%日本産であること
- ・日本国内で製造していること

安心

- ・理化学検査により残留農薬基準、放射能基準等の食品安全性を確認できたものであること
- ・食品添加物、化学調味料、遺伝子組み換え作物等は基本的に使用していないこと
- ・製造段階で環境に配慮して、環境負荷の少ない製品であること

美味しさ

- ・地域性などの様々な嗜好を考慮した上で、生活者が購入する際の指標となるための「美味しい」が確認できること

※審査基準ではありませんが、ゲノム編集を用いた作物等を原料として使用しないことを推奨しています。

応募期間

2021年3月22日（月）～2021年6月15日（火）

応募費用

1製品：7,000円 2製品：12,000円 3製品以上一律：15,000円（いずれも消費税込）

申請受付完了後、請求書をお送りします。

別表① 対象品目及び審査サンプル量について

カテゴリー	品 目	具体例	食味審査サンプル量目安
もち	もち	もち（丸餅、角餅、のし餅）、ヨモギもち、豆餅等 ※餅菓子ではないもの	250g以上
包装米飯	無菌化包装米飯、レトルト米飯	ご飯、おかゆ、おこわ、赤飯、おにぎり等	250g以上
豆腐類	豆腐 油揚げ 湯葉 豆乳（無調整豆乳）	薄あげ、厚揚げ等 生湯葉、干し湯葉等	250g以上 薄あげ 100g以上 生湯葉 150g以上 500ml以上
納豆	納豆 乾燥納豆 寺納豆（浜納豆）		200g以上 50g以上 20g以上
麵類	麵 和そば パスタ	うどん、ひやむぎ、そうめん、平打麵等 パスタ、マカロニ、ラザニア等	180g以上 1人前 180g以上
煮豆類	煮豆 蒸し豆、茹で豆	蒸し大豆、小豆水煮等	150g以上 100g以上
調味料	みそ しょうゆ 酢 ソース ケチャップ マヨネーズ みりん 砂糖 塩 発酵調味料 ドレッシング その他の調味料	穀物酢（米酢・黒酢）、果実酢（りんご酢・柿酢・ワインビネガー）等 トマトソース、フルーツソース、ウスターソース等 魚醤、醤（ひしお）、塩麹、醤油麹、等 各種ドレッシング、豆乳マヨネーズ、大豆マヨネーズ等 ほん酢しようゆ、だし醤油、割り下、卵かけご飯用醤油、めんつゆ、白だし、オイスター醤油、寿司酢、食べるラー油等	150g以上 150g以上 150g以上 150g以上 150g以上 150g以上 150g以上 70g以上 50g以上 150g以上 150g以上 150g以上
穀粉	米粉 小麦粉 米、麦以外の粉類 ミックス粉	白玉粉、だんご粉、上新粉等 全粒粉、強力粉、中力粉、薄力粉、大麦粉、麦こがし（はったい粉）等 葛粉、きな粉、片栗粉、そば粉、わらび粉等 ケーキミックス、パンミックス、天ぷら粉、好み焼き粉等	300g以上 300g以上 200g以上 300g以上
ジャム	野菜・果実等ジャム類	野菜・果実等を使用したジャム、ソース、コンフィチュール、食べる甘酒等	170g以上
はちみつ	はちみつ類及び農産物のはちみつ漬け	はちみつ、巣はちみつ、甘露はちみつ、及び農産物（レモン、ナツツ、生姜等）のはちみつ漬け	170g以上
飲料	果実・野菜ジュース 果実・野菜清涼飲料 その他の飲料	果実・野菜のジュース、ミックスジュース、濃縮ジュース等 希釀タイプジュース、シロップ、飲むお酢等 甘酒	500ml以上 500ml以上 500ml以上
食用油	食用油 オリーブ油 その他の油	ごま油、こめ油、なたね油、えごま油、亜麻仁油等 フレーバーオイル、ラー油等	120g以上 120g以上 120g以上
こんにゃく	こんにゃく	刺身こんにゃく、しらたき、糸こんにゃく、乾燥しらたき等	400g以上
農産物漬物	梅干し・梅漬け 漬物	梅干し・梅漬け、調味梅干し・調味梅漬け、梅肉・練梅等 粕漬け、糠漬け、しょうゆ漬け、塩漬け、酢漬け、燻り漬け（いぶりがっこ）等	150g以上 150g以上
和菓子	米菓 あめ・打菓子 揚げ菓子 その他の和菓子 (豆菓子、餅菓子、餡、水菓子、砂糖漬け菓子、蒸菓子等)	おかき、せんべい、あられ等 あめ、金平糖、落雁等 揚げ米菓（揚げおかき等）、芋ケンピ、かりんとう、野菜チップス等 大豆やピーナッツ等の豆類を主原料とした菓子、炒り豆、きな粉棒、甘納豆、げんこつ飴等/だんご、練りもち、大福、ちまき、桜餅、求肥等/小倉飴、白飴、うぐいす飴、栗飴、芋飴、ぜんざい、最中、しるこ、餡を使った菓子等/葛餅、ようかん、水ようかん、水もち、寒天、ところてん等/ういろう、蒸し羊羹、かるかん、饅頭等	100g以上 100g以上 100g以上 300g以上
乾物	干し椎茸 干しきのこ（干し椎茸以外） かんぴょう、切り干し大根 凍豆腐 麸 はるさめ・葛きり 農産物粉末 その他の乾燥野菜・果実等 魚介・海藻類粉末	干し椎茸 干しきくらげ等 こうや豆腐、凍み豆腐 おつゆ麸、すきやき麸、車麸、油麸等 柚子・生姜・ワサビ・山椒等を加工および乾燥して粉末にしたもの 大豆、黒豆、小豆、えんどう豆、落花生/ごま、煎りごま、すりごま、切りごま/そばの実/柚子・生姜・山椒の実、乾燥ねぎ、薬味、野菜だし/干し芋、干し柿、ドライフルーツ等 昆布やかつお等の粉末、またこれらを合わせた「だしパック（椎茸含む）」、粉寒天等	12g以上 5g以上 15g以上 50g以上 20g以上 60g以上 15g以上 30g以上 6パック以上
農産物加工品	野菜・山菜等水煮 冷凍野菜・果物 佃煮 ごま豆腐等 なめ味噌 薬味・調味料 ふりかけ 野菜・果実等の搾り汁 ベビーフード	里芋・ごぼう・山菜・たけのこ・山椒等の水煮 椎茸、ふき等 金山寺味噌、蕗味噌、ゆず味噌、ピーナッツ味噌等 柚子胡椒、生七味唐辛子、七味等 ゆかり等 バジルベースト、トマトピューレ、練りごま、スプレッド等 柚子・レモン等の搾り汁 おかゆ、おやつ、ジュース等（乳児対象製品）	100g以上 100g以上 80g以上 250g以上 200g以上 15g以上 20g以上 150g以上 100g以上 250g以上

認定までの流れ

応 募

1. 事業所登録・申請 2021年3月22日～2021年6月15日
2. 誓約書の提出 2021年7月10日まで
3. 応募費用の支払い 請求書記載の支払い期限までにお支払いください。ご入金確認後、理化学検査を行います。
4. サンプルの送付 理化学検査用、食味審査用、(カタログ撮影用) ※それぞれのサンプルが必要です。

審 査

1. 書類審査
2. 理化学検査 残留農薬検査・放射能検査等
3. 食味審査

判定および登録

1. 総合判定の結果通知 2021年9月上旬（予定）
認定の合否
2. 製品情報の登録 2021年10月15日まで
3. 追加登録

認 定

1. 認定証授与式 2021年10月下旬（予定）
2. 認定発表 2022年1月初旬（予定）
3. 認定有効期間 2022年1月1日～2022年12月31日

応募の手続き

1. 事業所登録・申請

食の3重丸WEBサイト[2022年度製品申請][製品申請入力ガイド]に添ってご登録・申請ください。

事業所登録後、届いたメールに記載のURLへアクセスすると事業所登録が完了です。

WEBサイト[事業所ログイン]または、[2022年度製品申請][事業所ログイン]から申請画面へログインし、製品申請を行ってください。

事前確認事項

対象品目(P.2)、申請時チェックリスト(裏表紙)、共通・個別の審査基準(P.6～)に応募製品が適合することを
ご確認の上ご応募ください。

申請前の準備

※下記1～8をお手元にご準備の上、ご申請(入力)下さい。

1. 製品の原材料が全て国内産であることを確認できる資料(納品書や産地証明書、etc.)
2. 製品の画像(カラー正面写真)
3. 製品ラベル(食品表示法に基づく一括表示 etc.)
4. 営業許可証(写し)

※営業許可が必要ない製造の場合(こんにゃく、梅干し等)は不要です。但し、漬物は届出済証をご準備ください。管轄自治体によっては条例営業許可とされている場合にはこの許可証で対応をお願いします。

5. 製品製造工程フローチャート

6. 商品規格書

7. 製造所(工場)見取り図

8. 製造所(工場)周辺地図

※上記2・3については、画像データ(jpg, png, gif, bmp)でご準備ください。

また2・3以外は、ファイル形式(jpg, png, gif, bmp, pdf)でご準備ください。

4～8については、A4サイズをお願いします。

2. 誓約書

WEB サイト[2022 年度製品申請][誓約書 (PDF)]から出力いただけます。

誓約書をダウンロードし、必要事項をご記入（代表者押印必要）の上、原本を郵送してください。

※誓約書の最終〆切は 2021 年 7 月 10 日となります。

[誓約書送付先] 「食の 3 重丸」事務局
〒640-8341 和歌山市黒田二丁目 1 番 20 号
TEL : 073-474-3099

3. 応募費用支払

申請受付完了後、請求書をお送りします。

請求書に指定の期日までに指定口座へお振込ください。

ご入金いただいた費用は、いかなる場合も返金はできませんのでご了承ください。

4. サンプル送付

理化学検査用・食味審査用・（カタログ撮影用）サンプルをご送付ください。

※サンプル量について、必要な数量がご提出できない場合は、ご相談ください。

※常温保管可能な製品と要冷凍では、送付方法が異なります。

◇常温保管可能な製品について
一括でお送りください。
送付して頂く数量は下記 (A)・(B)・(C)の合計
※ (B) については賞味期間が 2021 年 12 月末までの製品

◇要冷凍について
下記 (A)・(B)・(C)検査毎にサンプルをお送りください。

(A) 理化学検査用サンプルの送付

[サンプル量]

残留農薬検査用 : 製品 200g 以上
放射能検査用 : 製品 200g 以上

※はちみつの場合、残留農薬・放射能検査とあわせて下記サンプルもお送りください。

動物用医薬品検査用 : 製品 200g 以上

※種子を有するサンプル（例：梅干し等）は可食部分だけで 200g が必要となります。

到着日指定については別途ご案内します。

[サンプルの送付先] 「食の 3 重丸」認定審査部
〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見 996-2
TEL : 073-499-4751

(B) 食味審査用サンプルの送付

食味審査に必要な送付いただくサンプル量は P.2 別表① をご参照ください。

[要冷凍]

7 月に予定している食味審査用サンプルは、直接審査会場へご送付ください。
サンプルの送付先・到着日については別途ご案内します。

(C) 認定製品カタログ掲載用画像提出もしくはサンプルの送付

年度ごとの認定製品カタログを制作しています。

◇認定製品カタログ掲載用の製品画像データをお持ちの場合

写真データ (jpg, png, gif, bmp) のご提出お願いします。（サンプルの送付は必要ございません。）

※背景は白もしくは透明でお願いします。

※写真データが認定製品カタログの掲載に困難な場合、こちらで撮影を行います。

カタログ撮影用の製品サンプルをお送りいただくことになりますのでご了承をお願いします。

◇画像をお持ちでない場合

こちらで撮影を行います。別途ご案内しますので、カタログ撮影用の製品サンプルをお送りください。

[サンプル送付先] 「食の 3 重丸」事務局
〒640-8341 和歌山市黒田二丁目 1 番 20 号
TEL : 073-474-3099

審 査

1. 書類審査

申請情報をもとに、審査基準を満たしているかを判定します。
申請情報の確認のため、電話やメール等で問合せさせていただくことがあります。

2. 理学検査

お送りいただいた製品サンプルについて、外部の専門検査機関で残留農薬検査・放射能検査を行い、
独自の厳しい基準を満たしているか判定します。
※場合によって、使用原料で検査を行う事があります。

3. 食味審査

地域性など様々な嗜好を考慮した上で、生活者が購入する際の指標となる「美味しさ」を確認します。

審査員：専門家と一般の方 審査会場：1カ所（毎年会場は変わります。）
但し、「食味審査」については、コロナウィルスの感染状況により内容を変更する場合があります。

以上の結果をもとに総合判定を行い、審査基準を満たした製品を「食の3重丸認定製品」として内定します。

※内定・認定後に申請情報の確認を行う意味で、抜き打ちで製造現場を訪問し、書類チェックおよび施設確認する実地検査や、販売されている製品を無作為に抜き取り、理学検査を行っております。申請内容と差異が生じた場合には、内定・認定を取り消すこともありますので、予めご了承ください。

判定および登録

1. 総合判定の結果通知

総合判定の結果、認定の合否は9月上旬にメールで通知します。

2. 製品情報登録

認定された場合は、2021年10月15日（金）までに「食の3重丸」WEBサイト「認定製品」に掲載する製品情報等をご登録ください。
但し、期日までにweb入力が終了していない場合は認定を取消します。

3. 追加登録（内容量違いの製品登録）

認定された製品の容量違いの製品についても、追加登録により認定製品とすることができます。
食の3重丸WEBサイト[2022年製品申請][事業所ログイン]よりログインし、申請フォームに、内容量違いの製品情報をご入力ください。

4. その他

食味審査の結果（コメント等）については、一部提示させて頂く場合があります。
認定製品カタログに掲載する製品情報を別途ご提出頂きます。

認 定

1. 認定証授与式

2021年10月下旬（予定）
「認定証」を授与します。（不参加の場合は送付致します）
※コロナウィルスの感染状況により予定・内容を大幅に変更する場合があります。

2. 認定発表

2022年1月初旬（予定）に「食の3重丸」WEBサイトにて発表を行います。

3. 認定有効期間

2022年1月1日～2022年12月31日

その他の

〔検査報告書が必要な場合〕

ご希望の方には、理学検査の検査結果報告書を発行します。
※別途下記、費用が必要です。申請時にお申し込みください。
1製品につき残留農薬検査（28,000円）/ 放射能検査（6,000円）/ 動物用医薬品検査（30,000円）（いずれも消費税込）

【原材料に関する共通基準】※1, 2, 3, [については、産地証明書・商品規格書等の提出が必要です。]

1. 申請製品の原料(主原料)は国産に限ります。

2. 申請製品の原料として使用できないものの

- ・「遺伝子組換えを行った農産物」ならびにその加工食品、またはそれを含むもの
- ・「授乳鶏の飼育に遺伝子組換え飼料を用いて生産された鶏肉
- ・「畜産物(畜肉・乳製品)を含むもの
- ・「たんぱく質水解物、エキス類

3. 申請製品に使用する調味料等について

- ・「食塩の原産地は問いません」。
- ・「砂糖についても、遺伝子組換え作物由来でないサトウキビまたはテンサイ(砂糖大根)を原料とするものに限ります。」
- ・「野菜(果実等)やジャム類」、「あわく菓子」に使用する砂糖の原産地は国内に限る。)
 - (「野菜(果実等)やジャム類」、「あわく菓子」に使用する砂糖の原産地は国内に限る。)
- ・「水溶性麦芽糊精についても、原料のデンプンが遺伝子組換え作物でないことが証明できるものは使用可とします。」
- ・「異性化糊精、各種甘味料等は使用できません。」
- ・「調味料の主原料の原産地は問いませんが、遺伝子組換え作物でないこととします。」
- ・「食用油の深油原料の原産地は問い合わせんが、遺伝子組換え作物でないこととします。(食用油のカテゴリーを除く)
- ・「香辛料の原産地は問い合わせんが、抽出物は不可とします。」

4. 食品添加物(加工助剤として使用するものを含む)について

- ・個別基準に記載があるもののみ使用可とします。
- ・製品に付属するタレ、つゆ、ソース等は審査の対象外とします。

5. 主原料がきのこ類の場合、製品に含まれる放射性セシウムの量が3ベクレル/kg以下であること。

6. 主原料がきのこ類については、当基準【原材料に関する共通基準】に準じて判断します。

【個別基準】

カテゴリー	品目	①原材料(原料)	②原材料(食品添加物及び加工助剤等)	③製造場所		④地下水	⑤土壤	⑥食品安全性
				製造場所	製造にかかる非 製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。			
もち	もち	・原料(米及び工具等)が国産であること。 ・使用する打ち粉(もんぶん等)の産地は問わない。 ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
包装米飯	無菌化包装米飯 小袋 マルト米飯(おかゆを含む)	・原料(米及び工具等)が国産であること。 ・使用する調味料(しょうゆ、みりん等の主原料)の産地は問わない。 ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
豆腐類	豆腐	・原料は国産大豆のみに限ること。 ・原料は遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
油揚げ		・原料の大豆が国産であること。 ・使用する食用油の産地は問わない。ただし、採油原料は遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
湯葉		・原料は国産大豆のみに限ること。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
豆乳(無調整豆乳)		・原料は国産大豆のみに限ること。 ・成分は無調整であること。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
納豆	納豆	・原料の大豆が国産であること。 ・原料は大豆と納豆菌のみに限ること。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
乾燥納豆		・原料の大豆が国産であること。 ・原料は大豆と納豆菌のみに限ること。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	
寺納豆(浜納豆)		・原料の大豆が国産であること。 ・大気以外の原料もすべて国産であること。 ・使用的な調味料(しょうゆ、みりん等の主原料)の産地は問わないこと。 ただし、深蒸し調味料は遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製造場所は日本 国内である。 ・水が濁り法 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製造にかかる非 製品の他の部分の農薬出値が1ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が1ベクレル/kg以下であること。	

別表② 審査基準 <2022年度> -2/5-

【個別基準】		品目	①原材料(原料)	②原材料(食品添加物及び加工助剤等)	③農薬等	④排水	⑤ガス	⑥食品安全性
カタコリ一 種類	穀類		・原料の小麦または小麦粉、米粉等が国産であること。 ・使用する打ち粉(てんぶん等)や食用油(採油原料)の产地は問わないと。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用 ・ただし、食用油の酸化防止剤として、ビタミンEのみを使用可	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品の他の成分がかかる排水が水か通常法によるもの減量および再利用に取り組んでいること。 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
和そば			・原料のそば粉及び小麦粉、その他の(山芋、ごま、野菜等)が国産であること。 ・原料のそば粉(そば粉、小麦粉)は国産に限ること。 ・使用する打ち粉(そば粉、小麦粉)は遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用				
パスタ			・原料の小麦(小麦グルテンを含む)、米粉等が国産であること。 ・使用する打ち粉(てんぶん等)や食用油(採油原料)の产地は問わないと。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用 ・ただし、食用油の酸化防止剤として、ビタミンEのみを使用可	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品の他の成分がかかる排水が水か通常法によるもの減量および再利用に取り組んでいること。 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
煮豆類	煮豆		・原料の豆及び豆粉がすべて国産であること。 ・使用する調味料(砂糖、しょうゆ、みりん等)の主原料の産地は問わないと。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用 ・ただし、重曹のみを使用可	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
調味料	みそ	煮豆、茹で豆	・原料は国産の豆に限りのこと。 ・使用する調味料(醸造酢等)の主原料の产地は問わないと。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用 ・不使用	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
しょうゆ			・原料は大豆、米及び米類に限り、すべて国産であること。	・不使用				
酢			・原料は大豆、米及び米類等がすべて国産であること。	・不使用				
ソース			・原料(穀物、果実、野菜、その他の中性物)が国産であること。 ※醸造アルコールは使用できません。	・不使用 ・ただし、以下ののみ使用可 ・濾過剤として、珪藻土、二酸化ケイ素、ベントナイト、パラライト、ガリソン、タルク、活性炭、粉末及び微細維状セルロース	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
ケチャップ			・原料がすべて国産であること。 ・香辛料の产地は問わない。ただし、世出物は不可。 ・使用する調味料(砂糖、醸造酢等)の主原料の产地は問わないと。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用				
マヨネーズ			・原料がすべて国産であること。 ・香辛料の产地は問わない。ただし、世出物は不可。 ・使用する調味料(砂糖、醸造酢等)の主原料、及び食用油(採油原料)等の产地は問わないと。 ・香辛料の产地は問わない。ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用 ・ただし、食用油の酸化防止剤として、ビタミンEのみを使用可	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
みりん			・原料はもち米、米及びひ本事業計(単式蒸留発酵)に限り、すべて国産であること。	・不使用 ・ただし、以下ののみ使用可 ・濾過剤として、珪藻土、二酸化ケイ素、ベントナイト、パラライト、ガリソン、タルク、活性炭、粉末及び微細維状セルロース	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製造に ・製造場所 ・製造場所は日本国内であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
砂糖			・原料は国産のサトウキビ、甜菜に限る。	・不使用				
塩			・原料は日本近海の海水で、工程は天日、釜焼き、乾燥に限る。	・不使用				

別表② 審査基準 <2022年度> -3/5-

【種別基準】		品目		①原材料(原料)		②原材料(食品添加物及び加工助剤等)		⑥食品安全性	
カテゴリー	調味料	発酵調味料		・原料が全て国産であること。	・不使用	・不使用	・製造所は日本国内であること。	・製造所の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。	
ドレッシング			・本審査基準に記載の品目を主要原料(※)とする場合は、その品目の固別基準に適合すること。(※製品中、最も多く使われる原材料)・使用する調味料(しょうゆ、砂糖、酢等の主原料)及び食用油(保油原 料の産地も問わない)など、遠伝子組換え作物でないこと。・調味料及び食用油以外に使用する原 料(食塩を除く)は、すべて国産であること。・香辛料の産地は問わない。ただし、掛出物は不可。	・本審査基準に記載の品目を主要原料(※)とする場合は、その品目の固別基準に適合すること。(※製品中、最も多く使われる原材料)・使用する調味料(しょうゆ、砂糖、酢等の主原料)及び食用油(保油原 料の産地も問わない)など、遠伝子組換え作物でないこと。・調味料及び食用油以外に使用する原 料(食塩を除く)は、すべて国産であること。・香辛料の産地は問わない。ただし、掛出物は不可。	・不使用	・不使用	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	
その他の調味料			・本審査基準に記載の品目を主要原料(※)とする場合は、その品目の固別基準に適合すること。(※製品中、最も多く使われる原材料)・使用する調味料(しょうゆ、砂糖、酢等の主原料)及び食用油(保油原 料の産地も問わない)など、遠伝子組換え作物でないこと。・調味料及び食用油以外に使用する原 料(食塩を除く)は、すべて国産であること。・香辛料の産地は問わない。ただし、掛出物は不可。	・本審査基準に記載の品目を主要原料(※)とする場合は、その品目の固別基準に適合すること。(※製品中、最も多く使われる原材料)・使用する調味料(しょうゆ、砂糖、酢等の主原料)及び食用油(保油原 料の産地も問わない)など、遠伝子組換え作物でないこと。・調味料及び食用油以外に使用する原 料(食塩を除く)は、すべて国産であること。・香辛料の産地は問わない。ただし、掛出物は不可。	・不使用	・不使用	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	
米粉			・使用する原料米が国産であること。	・小麦粉	・使用する小麦または大麦が国産であること。	・不使用	・不使用	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
米、麦以外の粉類			・原料は国産のみに限ること。	ミックス粉	・原料(米、小麦または大麦、グルテン、製粉等)が国産であること。・使用する砂糖(麦芽糖を含む)、食用油(棕櫚油原 料)等の産地は問わない。ただし、遠伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・不使用	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
ジャム・はちみつ			・原料は野菜・果実等、砂糖が、すべて国産であること。	はちみつ類及び漬物	・はちみつ類及び漬物のうちみつ漬けに使用するはちみつの登録植物は日本国内のものに限り、何ともも添加していないこと。・はちみつ類の区分にははちみつ類の表示に関する公正競争規約第2条に定義するところによる。	・不使用	・不使用	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・厚生労働省が定める清涼飲料水の規格基準に適合していること。	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
飲料		果実・野菜ジュース	・原料は国産果実及び野菜の搾汁のみに限ること。 ・濃縮還元でないこと。 ・濃縮方法は、真空蒸発(膜濃縮)、煮結濃縮等であること。(直接加熱による濃縮は不可)	果実・野菜清涼飲料	・原料がすべて国産であること。 ・使用する酢は、酢の個別基準に準じたものであること。 ・使用するはちみつ類の個別基準に準じたものであること。 ・使用する果実・野菜等の搾汁は濃縮還元でないこと。 ・使用する砂糖の原産地は問わない。ただし遠伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・不使用	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・アルコール度数は1%以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準以下であること。
その他の飲料			・原料野菜・果実・野菜等がすべて国産であること。 ・使用する調味料(砂糖、みりん等の主原料)の産地は問わない。		・香辛料の産地は問わない。ただし、掛け出物は不可。	・不使用	・不使用	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。

別表② 審査基準（2022年度）-4/5-

【種別基準】		⑥食品安全性	
カテゴリー	品目	①原材料(原料)	②原材料(食品添加物及び加工助剤等)
食用油	食用油 オリーブ油	・国産の採油原料植物から圧搾法で榨油し湯洗い精製したもののであること。 ・国産のオリーブから圧搾法で榨油したもののであること。	・不使用 ※ヘキサン、シリコーン樹脂等は使用不可 ・不使用 ※ヘキサン、シリコーン樹脂等は使用不可 ・不使用 ※ヘキサン、シリコーン樹脂等は使用不可 ・不使用 ※ヘキサン、シリコーン樹脂等は使用不可
その他の油		・使用的する食用油は、各食用油の固形基準に達したもののであること。 ・その他の原料料(ライハープや香辛料等)がが国産であること。 ・フレーツやハーブから抽出したオイルや香料等は使用不可。	・不使用 ただし、凝固剤として以下ののみ使用可 貝殻焼成カルシウム、水酸化カルシウム、石灰、明礬焼成カルシウム
ごんこやく		・原料料のこんにゃく芋が国産であること。 ・副原料(青のり等)もすべて国産であること。	・不使用 ・製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
農産物(漬物)	梅干し・梅漬け 漬物	・原料料がすべて国産であること。 ・使用的する調味料(しょうゆ、みりん、砂糖等の主要原料)の産地は問わな い。ただし、遺伝子組換え作物でないこと。 ・原料料がすべて国産であること。 ・香辛料の産地は問わない。ただし、掛出物は不可。 ・使用的する調味料(しょうゆ、みりん、醸酢、砂糖等の主要原料)の産地 は問わない。ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用 ・不使用 ・不使用 ・不使用 ・不使用 ただし、重曹のみ使用可
和菓子	米菓	・原料料(もち米、うるち米等)が国産であること。 ・副原料(豆、豆等)もすべて国産であること。 ・使用的する調味料(しょうゆ、砂糖、みりん等の主要原料)及び食用油(採 油原料)等の産地は問わない。(ただし、遺伝子組換え作物でないこと。 ・原料料が国内であること。 ・使用的する調味料(しょうゆ、砂糖、みりん等の主要原料)の産地は問わない。(ただし、遺 伝子組換え作物でないこと。 ・原料料のデンプンが遺伝子組換え作物でないことが証明できる水飴(麦 芽飴を含む)については使用可。	・不使用 ただし、重曹のみ使用可 ・不使用 ただし、重曹及び食用油の酸化防止剤として、ビタミンE のみ使用可
	あめ・打菓子	・砂糖の原料原産地は国内であること。 ・原料料がすべて国産であること。 ・使用的する調味料(しょうゆ、砂糖、みりん等の主要原料)及び食用油(採 油原料)の産地は問わない。(ただし、遺伝子組換え作物でないこと。 ・原料料のデンプンが遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用 ただし、重曹のみ使用可
	揚げ菓子	・原料料が国産であること。 ・副原料(豆、落花生等)も国産であること。 ・使用的する調味料(しょうゆ、砂糖、みりん等の主要原料)及び食用油(採 油原料)の産地は問わない。(ただし、遺伝子組換え作物でないこと。 ・卵(卵の殻を含む)については使用可。	・不使用 ただし、重曹及び食用油の酸化防止剤として、ビタミンE のみ使用可
その他の中菓子(豆菓子・餅菓子、砂糖・餅菓子等)		・原料料がすべて国産であること。 ・使用的する調味料(しょうゆ、砂糖、酢等の主要原料)の産地は問わない。 ・栽培する場合、採卵網の鉗脚に遺伝子組換え餌料を使用してい ないこと。	・不使用 ただし、重曹及び食用油の酸化防止剤として、ビタミンE のみ使用可
乾物	干し椎茸 (干しきのこ (干し椎茸以外))	・原料料が国産であること。 ・栽培に使用する原木が国産であること。 ・原料料が国産であることは既往の材料が国産であること。	・不使用 ・不使用 ・不使用
大根 凍豆腐		・原料料が国産で天日干しされいたものであること。 ・原料料の大豆が国産であること。	・不使用 ただし、原料料となる豆腐の凝固剤として以下ののみ使用可 塩化カルシウム、塩化マグネシウム、粗製海水塩化マグネ シウム(にがり) ※消泡剤は使用不可

【個別基準】		品目	①原材料(原料)	②原材料(食品添加物及び加工助剤等)	⑥食品安全性
カテゴリ一	商品				
穀物	麦ふ	・原料(小麦、小麦グルテン、餅粉、山芋粉等)が国産であること。 ・油菓に使用する食用油(採油原料)等の産地は問わない。ただし、遠伝子組換え作物でないこと。 ・はるさめ・あさり	・不使用 ・ただし、油菓に使用する食用油の酸化防止剤として、ビタミンEのみ使用可	・製造・販売に製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
農作物粉末	農産物粉末	・原料が国産であること。 ・原料が国産であること。 ・原料油等は不使用であること。	・不使用 ・不使用	・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
その他乾燥野菜・果実等	魚介・海藻類粉末	・使用する原料(魚介類、椎茸等)がすべて国産であること。 ・海産物の水揚げ地、養殖地は国内であること。 ・たんぱく水分解物、エキス類等は不使用であること。	・不使用	・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品を含む場合 ・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。	・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
農産物加工品	野菜・山菜等水煮	・原料が国産であること。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	冷凍野菜・果物	・原料が国産であること。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	佃煮	・原料がすべて国産であること。 ・使用する調味料(砂糖、しょうゆ、みりん等の主原料)の産地は問わない。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	ごま豆腐等	・原料が国産であること。 ・使用する調味料(砂糖等の主原料)及びくんぶんの原料の産地は問わない。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	なめ味噌	・主原料として使用する味噌は、本審査基準のそれに適合すること。 ・その他使用する調味料(砂糖、しょうゆ、みりん等の主原料)の産地は問わない。 ・ただし、遺伝子組換え作物でないこと。 ・調味料以外の原料は国産であること。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	調味料	・原料が国産であること。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	ぶりかけ	・原料が国産であること。 ・使用する調味料(しょうゆ、砂糖等の主原料)の産地は問わない。ただし、遺伝子組換え作物でないこと。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	野菜・果物等ピュレ・ペースト類	・原料が国産であること。 ・冷凍製品は冷凍野菜・果物にて申請してください	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
	野菜・果実等の搾り汁	・原料が国産であること。汁ののみに限る。 ・使用する果実・野菜等の榨汁は濃縮濃元でないこと。	・不使用	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること。
ペーパーフード	ペーパーフード	・本審査基準に記載の品目を主原料(※とする場合)は、その品目の選択基準に適合する。 ・原料がすべて国産であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が3ベクレル/kg以下であること。 ・原料がする調味料(しょうゆ、麦芽糖を含む砂糖等の主原料)及び食用油の混入率が2%未満であること。 ・使用する調味料(しょうゆ、麦芽糖を含む砂糖等の主原料)及び食用油の混入率が2%未満であること。 ・ジユース等の場合は以下を加える。 ・厚生労働省が定める清涼飲料水の規格基準に適合していること。	・不使用 ・ただし、重曹、アルミニウムフリーカットコーンスタークが還伝子組換えでないベーキングパウダー、また、食用油の酸化防止剤としてビタミンEのみ使用可	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が3ベクレル/kg以下であること。 ・(米が主要原料の場合は以下を加える) ・製品のカドウム濃度が食品衛生法の定める基準値以下であること。 ・ジユースの場合は以下を加える。 ・厚生労働省が定める清涼飲料水の規格基準に適合していること。	・製品の残留農薬出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること。 ・製品に含まれる放射性セシウムの量が3ベクレル/kg以下であること。

申請時チェックリスト

審査の対象とならない製品が応募されるケースがありますので、
申請前に以下の項目についてご確認をお願いします。
なお、不明なところ、判断に迷うところがあれば、
一般財団法人 雜賀技術研究所内 食の3重丸事務局 (073-474-3099) まで
お気軽にお問合せください。

確 認 項 目

1 応募製品は「対象品目」(P2 別表①) に該当しますか？	はい	いいえ
2 応募製品に使用している原材料は審査基準表 (P6 別表②) に記載のものだけですか？	はい	いいえ
3 応募製品に使用する国産原材料の産地を証明できる資料がありますか？	はい	いいえ
4 応募製品の原材料として、遺伝子組換え食品（作物）や遺伝子組換え飼料で生産した鶏卵は使用していませんか？	はい	いいえ
5 応募製品の原材料として、たんぱく加水分解物・エキス類等は使用していませんか？	はい	いいえ
6 応募製品の原材料として、異性化糖、水飴、還元水飴、各種甘味料等は使用していませんか？	はい	いいえ
7 (ただし、原料のデンプンが遺伝子組換え作物でないことが証明できる水飴・麦芽糖については使用可) 製品に使用している調味料の主原料、また食用油の採油原料に、遺伝子組換え作物が使用されていませんか？(本審査基準の対象品目 (P2.別表①) を製品の主原料とする場合を除く) また、これを証明する資料がありますか？	はい	いいえ
8 香辛料の抽出物は使用していませんか？	はい	いいえ
9 応募製品の原材料として、食品添加物を使用していない。もしくは食品添加物を使用している場合、P6 別表②〔個別審査基準表〕で認めている以外の食品添加物を使用していませんか？	はい	いいえ
10 応募製品を製造する際に、加工助剤を使用していない。もしくは加工助剤を使用している場合、P6 別表②〔個別審査基準表〕で認めている以外の加工助剤を使用していませんか？	はい	いいえ
11 (審査基準ではありませんが)、ゲノム編集技術を用いた作物等を原料として使用していませんか？	はい	いいえ



以上の項目について、すべて「はい」であることをご確認のうえご応募ください。

問い合わせ先：

「食の3重丸」事務局

(一般財団法人 雜賀技術研究所内)

T e l : 073-474-3099

M a i l : inquiry@s3jumaru.jp

W e b : s3jumaru.jp

主催：一般財団法人 雜賀技術研究所

後援：フード・アクション・ニッポン推進本部

一般社団法人 日本生活習慣病予防協会、日本食糧新聞社